

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
新旧対照表

改正	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第一章の二 都市公園の設置（第一条の二―第一条の六）</p> <p>第二章から附則（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第一章の二 都市公園の設置</p> <p>（都市公園の配置及び規模の基準）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県が設置する都市公園は、国及び地方公共団体が設置する都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準を十平方メートル以上として県内の都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して県民が容易に利用することができるよう配置する。</p> <p>二 県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）のうち、主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とするもの、主として運動の用に供することを目的とするもの及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とするもので、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。</p> <p>三 主として公害又は災害を防止することを目的とす</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）（略）</p> <p>第二章から附則（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

る緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

〔公園施設の建築〕

第一条の三 都市公園においては、できる限り建築物を建築しないものとする。ただし、都市公園の機能の増進に資する場合はこの限りではない。

〔公園施設の建築面積の基準〕

第一条の四 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

〔公園施設の建築面積の基準の特例〕

第一条の五 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園

の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第一条の六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の条例で定める基準は、別表第五に定めるとおりとする。

第二章から第五章（略）

別表第一から別表第四（略）

別表第五（第一条の六関係）

第二章から第五章（略）  
別表第一から別表第四（略）

番号	施設名	整備基準
一	園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車止めを設ける場合は、九十センチメートルの間隔を標準とし、車止めの前後に百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。</p> <p>ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。</p>

。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができ、幅を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、四パーセント以下とし、五十メートル以上続く場合は、途中に百五十センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず四パーセントを超える場合は、斜路の両端に百八十センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、少なくとも片側に手すりを設け、手すりは、斜路の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けることとして、最大でも八パーセント以下とすること。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 通路を横断する排水溝には蓋掛けをし、通路に設ける格子蓋、マンホール等は、可能な限り通路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは、車椅子の車輪、つえの先等が引掛からない形状とすること。

チ 縁石の切下げ寸法は、幅百二十センチメートル以上、段差は、二センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、十パーセント以下とすること。

リ 危険落下防止用の縁石は、高さ十センチメートル以上とすること。

三 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていることとし、特に幅の広い場合は中間に設けるとともに、階段の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けること。

ロ 手すりの取り付け高さは、大人用八十センチメートル、子供用六十センチメートルを標準とし、その端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、降雨時においても滑りにくい仕上げとし、踏面と段鼻の段差がないこと。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ト 階段の両端には、百二十センチメートル以上水平な部分を設けること。

チ 高さが二百五十センチメートルを超える階段にあつては、高さ二百五十センチメートル以内ごとに踏幅百二十センチメートル以上の踊り場を設け、踊り場には段差を設けないこと。

リ けあげの寸法は十六センチメートル以下、踏面の寸法は三十センチメートル以上、けこみの寸法は二センチメートル以下、有効幅員は九十センチメートル以上とすることとし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。

ヌ 階段の位置は、床の舗装材を変えたり、注意喚起用床材等により明確に表示し、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾

斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。  
。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。  
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず四パーセントを超える場合は、傾斜路の両端に百八十センチメートル以上の水平部分を設け、手すりは、傾斜路の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けることとし、最大でも八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。  
ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていることとし、方向の変わる場合でも途切れさせないこと。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 色は原則として、黄色とすること。ただし、これにより難い場合は、周囲の部分の色と明度

	<p>二</p> <p>屋根付 広場</p>	<p>三</p> <p>休憩所</p>
<p>差の大きい色とすること。</p> <p>ロ 大きさは、縦三十センチメートル、横三十七センチメートルとし、形状は、日本工業規格T九二五-1に適合するものを標準とすること。</p> <p>八 二の項から十の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>

	四 管理事務所	五 野外劇場
<p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ニ 戸を設ける場合は、幅八十センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>四 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、八の項の基準に適合するものであること。</p>	<p>三の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 出入口は、二の項第一号の基準に適合するものであること。</p> <p>二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができるとする。</p> <p>ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>

六	
野外音	<p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ニ 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、八の項の基準に適合するものであること。</p> <p>五 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ハ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
五の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又	

	<p>楽堂</p> <p>は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>
七	<p>駐車場</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合に当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車場（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設の位置は、公園の出入口又は建造物の間近であり、車の動線を横切らないところで、かつ、可能な限り勾配の少ないところとし、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ロ 歩道や園地から支障なく出入りできること。</p> <p>ハ 幅は三百五十センチメートル、奥行き五百センチメートル以上とすることとし、当該施設の後部には、幅百三十五センチメートル以上の安全路を設けること。</p>
八	<p>便所</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合は、一以上の手すり付ストール型（床置型）の小便器が設けられていること。</p> <p>二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p>

と。

イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

三 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(5) 戸を設ける場合は、原則として幅九十センチメートル以上の引き戸又は外開き戸とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 第二号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

ホ 大きさは、車椅子使用者の出入り及び転回が

	<p>九 水飲場</p>	<p>十 手洗場</p>	<p>十一 揭示板</p>	<p>十二 標識</p>
<p>可能なものとし、間口、奥行きともに二百センチメートル以上を標準とすること。 へ、便器その他の機器は、車椅子使用者の動作上支障のないように配置すること。 五 第三号イ(1)及び(5)の規定は、前号の便房について準用する。 六 第三号イ(1)から(3)まで及び(5)並びに第四号ロからへまでの規定は、第二号ロの便所について準用する。この場合において、第四号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 使用のため接近する方向の床に奥行き百五十センチメートル以上、幅九十センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限り段差を設けないこと。 二 下部には、高さ六十五センチメートル以上の空間を確保すること。 三 飲み口の高さは、車椅子使用者が腰掛けたまま使用できるよう七十六センチメートルを標準とし、水栓は、使用しやすい位置及び構造とすること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 二 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>	<p>一 十一の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標</p>

識について準用する。

二 一の項から十一の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、一の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けると。